

# 令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務仕様書

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、高知県が実施するスマート林業研修等委託業務（以下、「本業務」という。）で適用され、受注者が実施しなければならない一般的事項を定めたものである。

### (個人情報の保護)

第2条 受注者は、ISO/IEC27001（以下、「ISO27001」とする。）及びJISQ15001の規格に適合する事業者であることとし、貸与資料、納入成果（中間成果物を含む）等における個人情報に関わるデータの取扱いにあたっては、ISO27001の認証基準及びJISQ15001認定基準に従い、情報漏洩がないよう対策を講じることとする。

なお、受注者は、登録証明として、業務着手時にISO27001認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

### (品質保証)

第3条 受注者は、ISO9001を認証取得しているものとし。成果品納入後といえ疑義が生じた場合、速やかに無償にて対応するものとする。また、必要に応じて定型の品質保証検査書を提出するものとする。

### (その他)

#### 第4条

- (1) 本業務についての打合せは、業務着手時、中間報告及び納品前の3回以上行うものとし、発注者から求めがあった場合は適宜打合せを行うものとする。なお、打合せの議事録を作成し、発注者の承認を得るものとする。
- (2) 受注者は、発注者が受ける監査等に必要な資料の提出または関係者への事業説明等の協力を求められたときは、速やかに協力するものとする。
- (3) 本特記仕様書の記載のない詳細な項目、内容等については、発注者と受注者の協議のうえ決定し実施するものとする。

## 第2章 業務概要

(委託業務名)

第5条 令和8年度高知県スマート林業研修等委託業務

(委託業務の目的)

第6条 精度の高い地形及び森林資源情報の利活用やICT等を活用したスマート林業の推進により、森林経営管理制度の円滑な運用や事業地の集約化を促進するため、市町村及び林業事業体等が活用する森林GISや森林調査の効率化を図る機器等の操作技術の習得と、デジタルデータの効果的な利活用ができる人材を育成する。

(業務実施期間)

第7条 契約締結日から令和9年3月31日まで

(委託業務の内容)

第8条

### 1 研修会の開催

#### (1) 森林GIS研修(初級)

フリーソフトの「QGIS」をベースに、GIS上で森林情報を扱ううえで必要となる知識や操作方法を実習で学ぶことができる内容とする。

初級については、GISの操作経験が浅い者を対象とした内容とする。

#### 【留意事項】

- ・ 1会場あたりの受講者数は20名程度とする。
- ・ 研修日程及び開催回数は初級を1日間×3会場(全3日間)を基本とする。
- ・ 日程配分については、特に規定しない。

#### (2) 森林GIS研修(中級・上級)・林内調査機器等操作研修

森林GIS研修(中級・上級)については、GISの応用的な活用を目的とし、実務への応用度が高い機能を学ぶことができる内容とする。

林内調査機器等操作研修については、森林調査の効率化を図る上で効果的な機器やソフトウェア等の活用方法と操作について実習で学ぶことができる内容とする。

- ①GNSS 受信機と連携ソフトの活用、測量成果のデータ整理方法など
- ②UAV によるオルソ画像撮影と成果の活用方法など

#### 【留意事項】

- ・ 1 会場あたりの受講者数は 15 名程度とする。
- ・ 研修日程は 3 日間× 3 会場（全 9 日間）を基本とし、座学とフィールドワーク（機器等を現地で操作）を組み合わせたものとする。
- ・ 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整整第 803 号「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン」に基づき、オルソ画像や GNSS 等のデジタル技術の活用による業務の円滑化を支援する内容とする。

#### 【その他共通事項】

- ・ 研修会で操作するパソコンは受講者が持参することを基本とするが、受託者は必要に応じて貸出用パソコン（10 台程度）を手配するものとする。
- ・ その他、研修に関する全ての準備は受託者が行うものとする。（研修用データ作成、研修用テキスト作成、会場手配・借上、Wifi 準備等）
- ・ 研修で使用する QGIS プロジェクトファイルを作成するために必要なデータは県が貸与する。

## 2 研修受講者のフォローアップ

研修で学んだ知識の定着を促すため、研修受講者に対してフォローアップを行う。

フォローアップについては、効果的な手法を選択するものとする。

#### （業務報告書）

##### 第 9 条

業務により作成した以下の成果品を納入する。

なお、成果品は全て発注者に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書の電子データ（PDF 形式）
- (2) その他、本業務で提案・作成されたデータ等で発注者が指定するもの。

#### （その他）

##### 第 10 条

- (1) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとする。

- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めがない事項については、必要に応じて県と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (3) 本事業で発生した制作物等の著作権は県に帰属する。